

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第30号)

(平成26年11月18日)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年1月30日付け尼消企第15030号-2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）について、不開示とした部分のうち、次のものは開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

共同住宅の戸数及び階別戸数、店舗名

第2 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立ての趣旨及び異議申立人が異議申立書において主張している異議申立理由は次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成25年12月17日付けで尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った「火災発生日 平成24年10月29日午前3時00分ごろ、火災場所 兵庫県尼崎市南塚口町8丁目8-52大林サンハイツ 号室、上記火災に関する下記の公文書。火災原因認定書（火災原因判定書）、実況見分調書（写真、図面）、質問調書、損害額算定書、消防活動報告書、現場位置図、消防水利位置図、建物配置図、建物平面図」の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している「平成24年10月29日午前3時頃、尼崎市南塚口町8丁目8番52号大林サンハイツで発生した火災に係る以下の書類。火災出動報告書、火災原因判定書、火災状況見分調書、証拠写真録、質問調書、損害調査書、現場案内図、建物配置図、建物平面図」を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成26年1月30日に行った本件部分開示決定処分のうち、「火災原因判定書」における不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）を取り消し、開示するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

本件部分開示決定処分は、次のとおり、違法ないし不当である。

- (1) 本件部分開示決定処分に関する公文書部分開示決定通知書によれば、開示しない部分として「火元責任者、第三者等に関する個人情報」とされており、その理由として、「尼崎市情報公開条例第7条第2号に該当し、関係者の権利、利益を害するおそれがあるため」と記載されている。同条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの（同条該当情報全てを以下「個人情報」という。）の原則不開示を定めているところ、本件不開示部分は、 に該当するとの判断がなされたものと考えられる。
- (2) この点、「尼崎市情報公開制度の手引き」によれば、個人情報の具体例として、個人の内心に関

するもの、個人の心身の状況に関するもの、個人の私生活に関するもの、個人の経歴、社会活動に関するもの、個人の財産状況に関するものなどが挙げられており、同号の趣旨はプライバシーの保護であるとされている。

しかしながら、本件不開示部分は、火災現場等を見分及び分析した結果や、出火原因を客観的に判定した結果を記したものであって、そもそも典型的に上記のような個人情報に該当しない。また、同号の趣旨に鑑みても、「出火原因」が明らかになることにより、個人のプライバシー権を侵害されるような事態は考えがたい。

そのため、本件不開示部分については、前提となる個人情報との要件を欠くため、同号に基づいて不開示とされるべきではない。

また、仮に、火災に至るまでの事実関係として、個人の私生活に関する情報等が含まれるということであれば、かかる部分を可能な限り限定して不開示とされるべきであるが、本件部分開示決定処分においては、広く火災現場の状況等が不開示とされており、妥当ではない。

- (3) このように、本件不開示部分はそもそも個人情報に該当しないため、権利侵害性の要件については問題となるものではないと考えられるものの、以下、念のため主張する。

この点、火災原因が明らかとなることによって、火災原因に寄与した者が所有者等から賠償請求を受ける可能性は考えられる。もっとも、その場合、従前抽象的に存在していた賠償責任が現実化したに過ぎず、情報の公開によって個人の権利利益を侵害するに至ったと評価すべきものではない。そのため、本件不開示部分は、開示することにより個人の権利利益を侵害するものにも該当しないというべきである。

むしろ、火災原因に関する判定結果が不開示とされてしまえば、所有者等、多大な損害を被った者が、第三者に責任を追及することが極めて困難な状況に陥ってしまい、妥当ではないというべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

1 不開示理由説明書

- (1) 条例第7条本文において「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定され、同条第2号において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定されている。火災原因については、火元責任者（以下「本人」という。）の個人情報であり、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断

し、不開示としたものである。

- (2) 上記(1)の他、条例第7条第2号の除外規定であるただし書き以下アからウの要件にも当てはまらなないと判断したもの。
- (3) 類似の判例として、横浜地裁平成10年10月28日判決(平成9(行ウ)第46号公文書一部公開拒否処分取消及び損害賠償請求事件)(以下「横浜地裁判決」という。)では、火災原因についてもいわゆる個人識別情報に該当すると市側が判断したところ、類焼者が横浜市公文書の公開に関する条例により、火災原因の公開を請求したのに対し、不開示とする市の決定を容認し、また、控訴審判決(東京高裁平成11年11月17日)においても一審判決を支持し、同旨の判断が示されたものである。

(4) 火災原因判定書に係る開示・不開示の整理

基本的に、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の答申(以下「答申」という。)第1号、第2号及び第13号並びに横浜地裁判決を参考として、以下のように判断する。

ア 不開示部分

- (ア) 本人の個人情報(本人が死亡しているため、遺族の個人情報)全般
- (イ) 火災原因及び火災原因を特定するための焼損状況や推測される経過の記述
- (ウ) 第三者に係る情報
- (エ) 対象物の面積、寸法等の情報
- (オ) 間取りが分かる記述
- (カ) 本人の所有物等の情報(財産情報)

イ 開示部分

- (ア) 開示請求者が既に承知している事実(対象物所在地、対象物構造)。所有者の社名は、弁護士照会の時点で相手は承知しているが、何を持って知りえたのか根拠が不明であることから開示はしないもの。
- (イ) 新聞記事で報道されている事実(対象物名称、亡くなった本人の氏名)。なお、消防局が報道に向けて発表したものではない情報(本人の状況及び居室面積)については、各紙面整合がとれておらず、不開示情報とする。

2 意見聴取時の主張要旨

異議申立対象文書である火災原因判定書(B)について、諮問第2号に係る最終処分では出火原因部分を開示、諮問第13号に係る処分では全部不開示、本諮問第30号に係る処分では部分開示とし、出火原因部分を不開示としている。これらのそれぞれの違いについて説明する。

諮問第2号に対しては、「条例第7条第2号本文に該当する個人情報であったとしても、一般の者の出入りする施設であり、広く人の生命財産等の保護という公益性に鑑み、情報公開の観点から、人の生命財産等の保護にかかる情報については当該ただし書きに該当し開示が妥当であるものと判断する」という答申を受け、最終的には出火原因を開示している。

諮問第13号では、個人住宅の出火原因を条例第7条第2号の個人情報としたうえで、同号ただ

し書きには該当しないと判断して不開示とし、答申で妥当と判断された。なお、開示請求された文書が「出火原因の分かる資料」であったため、全面不開示としたものであり、「火災原因判定書(B)」であれば部分開示であった。

本諮問第 30 号では、異議申立対象文書が「火災原因判定書(B)」であったため、出火原因を含む個人情報に該当する部分を不開示とし、その他の部分は開示とする部分開示決定処分を行ったものである。

よって、各諮問により開示・不開示の決定に差異があるが、整合性は取れている。

第 4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

条例の目的は第 1 条において「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」とし、条例第 7 条で不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないと公文書の原則開示が規定されている。

一方、同条本文及び同条各号においては不開示情報を規定し、公文書開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。

そこで、本件部分開示決定処分については、原則開示とする公文書開示請求権と個人等の権利利益を比較し、条例の目的と照らしながら、本件不開示部分が、不開示情報に該当するかどうかについて個別に判断していくものとする。

なお、異議申立対象文書に含まれる個人情報の大部分は死者の情報であるが、死者の情報は遺族の個人情報に該当し得ること等を理由として、死者の個人情報であっても個人情報として扱うものとする。

2 不開示項目の整理と判断

本審査委員会においては、異議申立対象文書である火災原因判定書について、実施機関が整理している不開示部分の 6 つの類型(「本人の個人情報全般」「火災原因及び火災原因を特定するための焼損状況や推測される経過の記述」「第三者に係る情報」「対象物の面積、寸法等の情報」「間取りが分かる記述」「本人の所有物等の情報(財産情報)」)別に、答申や横浜地裁判決を参考にしながら、不開示とされた項目が、条例第 7 条の各号に示されている不開示情報に該当するかの判断を個々に行った。

(1) 本人の個人情報全般

本人の号室、職業、世帯状況、生活状況、行動内容、死亡事実、死因、死亡状況は、明らかに特定の個人を識別できる情報であり、横浜地裁判決においても個人識別情報と判断されていることから、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(2) 火災原因及び火災原因を特定するための焼損状況や推測される経過の記録

本人の室内の焼損状況及び消防局による作業内容、検討内容、消防局が推測した経過、出火原因の判断、判定内容は、答申第13号において、「火災原因判定書の『総合的結論』、『出火建物』、『出火箇所』に・・・室内の様子、日常の行動、部屋の配置や家具の位置などの情報が含まれており、・・・明らかに特定の個人が識別できる情報といえる」と判断している。また、横浜地裁判決においても「出火原因欄のうち経過」「着火物」「火元建物の内部の状況についての各情報」「火元建物の占有者の供述を基に出火に至った経過について消防機関が考察した内容を記載した情報」は個人識別情報と判断されていることから、本件においても条例第7条第2号に該当する。

(3) 第三者に係る情報

ア 火災のあった建物は店舗付共同住宅で、所有者は法人であり、法人の所在地・名称、代表者職・氏名・年齢が記載されている。このうち代表者の年齢は明らかに特定の個人を識別できる情報であり、横浜地裁判決においても火元建物の所有者等の年齢等は個人識別情報とされており、条例第7条第2号に該当する。

また、法人の所在地・名称、代表者職・氏名については、商業登記や土地家屋登記情報と一致しているとの判断がつかないことから、公になった情報とまでは言えず、法人の財産にかかる情報として条例第7条第3号アに該当する。

イ 火災のあった建物の戸数、階別戸数は、法人の所有物の情報ではあるが、外観等により類推することは可能であり、開示することにより権利利益等を害するとは言い難いため、条例第7条第3号アに該当するとはいえず、開示すべきと判断する。

ウ 火災のあった建物にある店舗名については、看板を上げて営業していることから既に公になっており、開示することによって条例第7条第3号アに該当するとはいえず、開示すべきと判断する。

エ 本人以外の号室及び氏名については、特定の個人を識別できる情報であることから条例第7条第2号に該当する。

(4) 対象物の面積、寸法

部屋の面積、寸法は個人の生活情報にあたることから特定の個人を識別できる情報であり、部屋の焼損面積は「(2) 火災原因及び火災原因を特定するための焼損状況や推測される経過の記録」に類するものであることから特定の個人を識別できる情報といえる。共同住宅全体の面積については、戸数がわかれば、各室の面積が推定されるので特定の個人を識別できる情報と判断する。また、横浜地裁判決においても、「火元建物の建築面積及び延べ面積についての各情報」「火元建物の焼損面積についての情報」は個人識別情報とされていることから、条例第7条第2号に該当する。

(5) 間取りが分かる記述

間取りや室内の状況、家財の名称は、「(2) 火災原因及び火災原因を特定するための焼損状況や推測される経過の記録」と同様、答申第13号において特定の個人が識別できる情報といえると判断している。横浜地裁判決においても「火元建物の内部の状況についての各情報」は個人識別

情報と判断されていることから、本件においても条例第7条第2号に該当する。

(6) 本人の所有物等の情報（財産情報）

室内の状況、家財の名称は、「(5) 間取りが分かる記述」と同様に条例第7条第2号に該当する。

3 結論

上記の理由により、審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、審査委員会第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成26年4月22日	・ 諮問書(諮問第30号)を受理
平成26年5月21日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成26年6月24日	・ 審議
平成26年7月29日	・ 審議
平成26年11月18日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
松並 潤	神戸大学大学院国際協力研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士(神戸シティ法律事務所)	
重本 達哉	近畿大学法学部准教授	